

大和州市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第19号

大和州市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

大和州市営住宅条例施行規則（平成9年大和市規則第38号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 市営住宅等の管理（第2条―第31条）

第3章 市営住宅等の整備（第32条―第44条）

第4章 補則（第45条―第49条）

附則

第1章 総則

第1条中「第72条」を「第74条」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 市営住宅等の管理

第36条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第49条とする。

第35条中「第52条」を「第54条」に改め、同条を第48条とし、第34条を第47条とする。

第33条中「第70条第3項」を「第72条第3項」に改め、同条を第46条とする。

第32条中「第69条第1項」を「第71条第1項」に改め、同条を第45条とし、第31条の次に次の1章及び章名を加える。

第3章 市営住宅等の整備

（整備基準）

第32条 条例第69条に規定する市営住宅等の整備基準は、次条から第44条までに定めるものとする。

（位置の選定）

第33条 市営住宅等の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならぬ

い。

(敷地の安全等)

第34条 敷地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

(住棟等の基準)

第35条 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良い居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(住宅の基準)

第36条 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 住宅には、原則として外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、原則として当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、原則として当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、原則として構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。

(住戸の基準)

第37条 市営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 市営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 市営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るため

の措置が講じられていなければならない。

(住戸の各部)

第38条 住戸内の各部には、原則として移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置
その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。

(共用部分)

第39条 市営住宅の通行の用に供する共用部分には、原則として高齢者等の移動の利便性及び安
全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

(附帯施設)

第40条 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければ
ならない。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように
考慮されたものでなければならない。

(児童遊園)

第41条 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に
応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

(集会所)

第42条 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の
配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

(広場及び緑地)

第43条 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮された
ものでなければならない。

(通路)

第44条 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常
生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的
に配置されたものでなければならない。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けら
れていなければならない。

第4章 補則

別表第1つきみ野住宅の項対象住戸の欄中「及び2号棟」を「から3号棟まで」に、「3号棟」
を「4号棟」に改め、「4号棟及び」を削る。

別表第3中「第34条」を「第47条」に改め、同表第34号様式の項中「第32条」を「第45条」に改め、同表第35号様式の項中「第33条」を「第46条」に改め、第36号様式の項中「第35条」を「第48条」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。